

# 情報理論とその応用サブソサイエティが主催する 国内ワークショップ等の開催規程

情報理論とその応用サブソサイエティ

2011年12月30日制定

2013年9月21日一部改訂

2015年9月14日改訂

2016年9月30日改訂

## 第1条（目的）

本規程は、情報理論とその応用サブソサイエティ（以下、本サブソサイエティと称す）が主催（共同主催を含む）し、主に日本語で研究発表が行われ日本国内を会場とする研究会・ワークショップ・講演会等の研究集会（以下、国内ワークショップ等と称す）を開催することに関しての原則、必要な手続き、ならびに運営のための準備金の貸与及び会場費・講師謝金・アルバイト代金の支出について定めるものである。

## 第2条（原則）

本サブソサイエティが主催する国内ワークショップ等は、基礎・境界ソサイエティ運営規程における第二種研究会に相当し、その開催規則等に従う。第二種研究会の会計基準は第一種研究会の会計基準に準拠するので、国内ワークショップ等の会計基準もそれに従わなければならない。事務処理手続きは、基礎・境界ソサイエティ国際会議・国内会議事務処理要綱に従うものとする。

## 第3条（準備金の貸与と補助金の支出）

本サブソサイエティは、国内ワークショップ等の申請に基づき、国内ワークショップ等の運営のための準備金（以下、準備金と称す）の貸与、また会場費（会場設備費を含む）・講師謝金・アルバイト代金（以下、補助金と称す）の支出をすることができる。

## 第4条（国内ワークショップ等の開催要件）

本サブソサイエティが主催する国内ワークショップ等は次の要件を全て満たすものとする。

1. 実行委員長が電子情報通信学会の会員であること
2. 情報理論とその応用分野の研究テーマを扱っていること
3. 電子情報通信学会の会員／非会員によらず、申し込みにより誰でも参加できること

## 第5条（申請者）

本サブソサイエティに国内ワークショップ等の開催を申請できる者は、国内ワークショップ等の実行委員会委員とする。

## 第6条（申請方法）

第5条に基づき本サブソサイエティに国内ワークショップ等の開催を申請する者（以下、申請者と称す）は、開催日の3ヶ月前を目安として本サブソサイエティ委員（企画（国内）担当）に連絡を取り、本サブソサイエティ（会計担当）を含めて申請内容について事前に打ち合わせたのち、原則として開催日の2ヶ月前までに本サブソサイエティ委員（企画（国内）担当）に次の情報を添えて申請する。準備金と補助金は重複して申請することができる。

1. 申請者の氏名、勤務先、ならびに連絡先
2. 国内ワークショップ等の名称
3. 開催日時と開催場所
4. 主催団体または共同主催団体
5. 共催、協賛、または後援団体
6. 実行委員会名簿
7. 開催の主旨
8. 予定参加者数
9. 収入と支出の予算案
10. 準備金及び補助金の申請額

## 第7条（主催ならびに準備金貸与及び補助金支出の決定）

- （一） 第6条に基づき申請が出された場合、本サブソサイエティ委員会は、申請内容について国内ワークショップ等の実行委員長等の関係者との合議の上、速やかに国内ワークショップ等の主催の是非を決定し、申請者ならびに関係者に通知する。また、準備金及び補助金の申請がある場合、本サブソサイエティ委員会は、本サブソサイエティ予算執行状況の確認の上、準備金の貸与及び補助金の支出の是非ならびに金額をあわせて決定し、申請者ならびに関係者に通知・実施する。このとき、本サブソサイエティ委員会は本サブソサイエティ予算執行状況に基づき準備金及び補助金を申請額に対して減額することができる。
- （二） 準備金の上限額は5万円、補助金の上限額は10万円とし、国内ワークショップ等の件数は年間最大4件程度とする。

## 第8条（広報）

国内ワークショップ等の実行委員会委員は、国内ワークショップ等の主催の決定後、速やかに情報理論とその応用メーリングリストによりワークショップの開催について広報しなければならない。ただし、情報理論とその応用メーリングリストでの広報は、主催の決定前にも行うことができる。

## 第9条（会計処理）

国内ワークショップ等の会計は、本サブソサイエティ委員（会計担当）との連携により、その処理を行わなければならない。

## 第10条（報告書）

申請者は、国内ワークショップ等開催終了後1ヶ月以内に、下記の1から8の事項を記した開催報告書を本サブソサイエティ委員（企画（国内）担当）へ、会計報告書と領収書（原本）一式を本サブソサイエティ委員（会計担当）へ提出しなければならない。

1. 申請者の氏名、勤務先、ならびに連絡先
2. 国内ワークショップ等の名称
3. 開催日時と開催場所
4. 主催団体（本サブソサイエティ）または共同主催団体
5. 共催、協賛、または後援団体
6. 開催内容
7. 参加者数
8. 実行委員会名簿

## 第11条（報告書の確認）

第9条に基づき報告書が出された場合、本サブソサイエティ委員会は、報告書の内容について確認を行う。

## 第12条

本規程の改廃は本サブソサイエティ委員会の承認により実施する。

## 附則

本規程は2016年9月30日より発効する。